

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年10月18日提出
【ファンド名】	ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジあり） ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安倍 秀雄
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジあり）」および「ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジなし）」（以下、「各ファンド」といいます。）につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

2019年12月16日（予定）

各ファンドについて、繰上償還にかかる書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2019年10月21日現在の受益権口数が、2019年10月21日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

各ファンドについて、2012年4月に運用を開始いたしましたが、設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。各ファンドの信託約款第39条第8項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書においても繰上償還に関する当該規定が説明されております。2019年7月末現在の各ファンドの純資産総額は「ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジあり）」が約0.16億円、「ピムコ・グローバル債券ファンド（為替ヘッジなし）」が約0.16億円となっており、ともに10億円を下回る状況が続いているため、弊社では信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。このため、各ファンドは、信託約款第41条の規定に基づき、2019年12月16日をもって信託契約の全部解約を行なうものであります。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行なうため、2019年10月21日現在の各ファンドの知れている受益者に対して、繰上償還に関する情報を記載した書面を交付します。

また、2019年10月18日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（www.nikkoam.com/）に繰上償還に関するお知らせを掲載します。